

## 舞鶴都市計画の変更に伴う手続きについて

都市計画の変更の際し、1月6日から1月20日に案の縦覧を行う。  
なお、期間内には意見書の提出が可能。

### ○都市計画案の縦覧

都市計画案の縦覧を行う。下記期間内には意見の提出が可能。

#### ① 内容

舞鶴都市計画公園の変更

#### ② 案の縦覧場所

舞鶴市都市計画課、西支所、加佐分室、中公民館、南公民館  
(意見書の提出は舞鶴市都市計画課)

#### ③ 縦覧期間：令和5年1月6日(金)～令和5年1月20日(金)

### 【お問い合わせ先】

都市計画課：☎0773-66-1048、FAX0773-62-9894

E-Mail：[tokei@city.maizuru.lg.jp](mailto:tokei@city.maizuru.lg.jp)

担 当：吉田、上羽、佐藤